

No. 2

厚生労働省発職高第 0209001 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

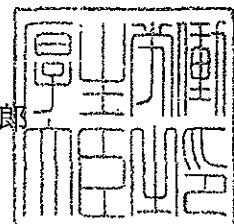
厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

別紙「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年2月9日

厚生労働大臣 川崎二郎



高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

一 再就職援助措置等の対象となる高年齢者等の範囲

(一) 再就職援助措置（法第十五条）、多数離職の届出（法第十六条）、求職活動支援書の交付（法第十
七条）の対象者について、解雇された者のほか、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定
めた場合における当該基準に該当しなかつたことにより退職する者とすること。（第六条関係）

(二) 平成二十五年三月三十一日までは、再就職援助措置、多数離職の届出については、従前どおり、解
雇された者、定年退職をした者及び継続雇用制度の定めるところによる退職をした者を対象とすると
こと。（附則第六項関係）

一 高年齢者雇用状況報告の様式の変更

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の施行に伴い高年齢者雇用状況報告（法第五十二条）の様式
を見直すこと。（様式第一号関係）

二 その他

都道府県労働局長への権限の委任その他所要の規定の整備を行うものとすること。

四 施行期日

この省令は、平成十八年四月一日から施行するものとすること。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則 の一部を改正する省令案について

(1) 改正内容

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第103号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、以下の内容の改正を行う。

1 再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範囲

- 再就職援助措置（法第15条）、多数離職の届出（法第16条）、求職活動支援書の交付（法第17条）の対象者について、解雇された者のほか、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかったことにより退職した者とする。

（平成25年3月31日までは、再就職援助措置、多数離職の届出については、従前どおり、解雇された者、定年退職した者及び継続雇用制度の定めるところによる退職した者が対象。）

2 高年齢者雇用状況報告の様式の変更

- 改正法の一部の施行に伴い高年齢者雇用状況報告（法第52条）の様式を見直す。（継続雇用制度の対象者、基準の根拠等。）

3 その他

- その他所要の規定の整備を行う。

(2) 施行日

平成18年4月1日

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則 の一部を改正する省令案要綱」参考資料

- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の概要 ······ 1
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案参照条文 ··· 3

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の概要(平成16年6月11日公布)

【背景】

少子高齢化の進展(労働力人口の減少)の中での
高齢労働力の活用 <経済社会の活力の維持>

年金支給開始年齢の引上げの中での、生計維持のための
収入確保、社会保障制度の支え手の確保

高齢者が社会の支え手として活躍できるよう65歳まで働く労働市場の整備が必要

【改正の内容】

① 65歳までの雇用の確保

- 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を求める。
- 労使協定により継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準を定めたときは、希望者全員を対象としない制度も可能。
- なお、大企業は3年間、中小企業は5年間は、労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることが可能。
- 継続雇用制度の導入等の年齢は年金支給開始年齢の引上げに合わせ、平成25年度までに段階的に引き上げる。

② 中高年齢者の再就職の促進

- 労働者の募集・採用にあたって、事業主が上限年齢を設定する場合に、その理由の明示を求める。
- 離職を余儀なくされる高年齢者等に対して、事業主が職務経歴や能力等を記載した書面を交付することを求める。

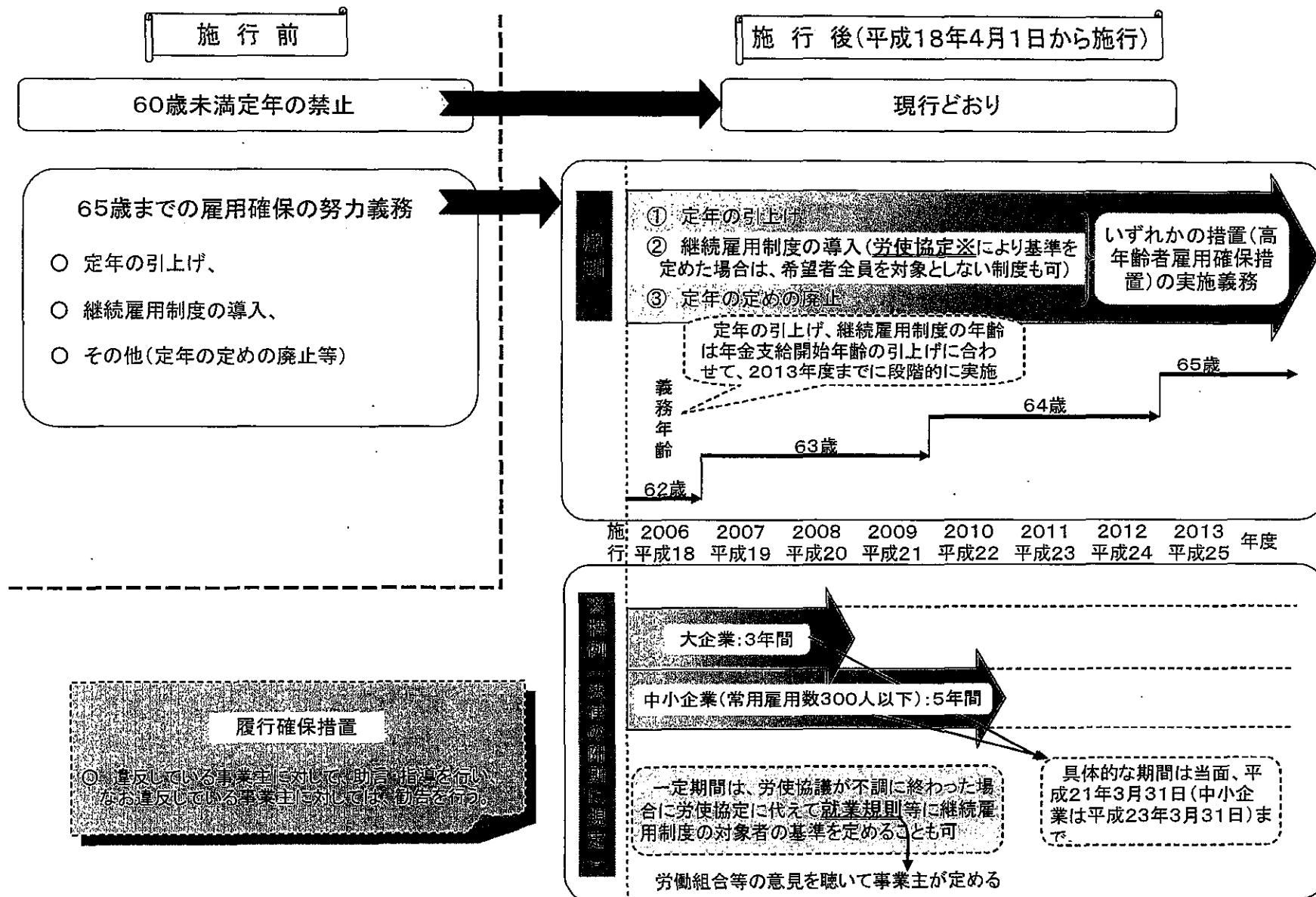
③ 多様な就業機会の確保

- シルバー人材センターが労働者派遣事業を行う場合について、特例(許可を届出とする)を設ける。

【施行期日】

- ②及び③については、平成16年12月1日から施行済み
①については、平成18年4月1日

定年の引上げ、継続雇用制度の導入関係



高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案参考条文

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（抄）

（再就職援助措置）

第十五条 事業主は、その雇用する高年齢者等（厚生労働省令で定める者に限る。以下この節において同じ。）が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由（以下「解雇等」という。）により離職する場合において、当該高年齢者等が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該高年齢者等の再就職の援助に関し必要な措置（以下「再就職援助措置」という。）を講ずるように努めなければならない。

2 公共職業安定所は、前項の規定により事業主が講ずべき再就職援助措置について、当該事業主の求めに応じて、必要な助言その他援助を行うものとする。

（多数離職の届出）

第十六条 事業主は、その雇用する高年齢者等のうち厚生労働省令で定める数以上の者が解雇等により離職する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、厚生労働省令で定める算定方法により行うものとする。

（求職活動支援書の作成等）

第十七条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、解雇等により離職することとなつている高年齢者等が希望するときは、その円滑な再就職を促進するため、当該高年齢者等の職務の経験、職業能力その他の当該高年齢者等の再就職に資する事項（解雇等の理由を除く。）として厚生労働省令で定める事項及び事業主が講ずる再就職援助措置を明らかにする書面（以下「求職活動支援書」という。）を作成し、当該高年齢者等に交付しなければならない。

2 前項の規定により求職活動支援書を作成した事業主は、その雇用する者のうちから再就職援助担当者を選任し、その者に、当該求職活動支援書に基づいて、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所と協力して、当該求職活動支援書に係る高年齢者等の再就職の援助に関する業務を行わせるものとする。

（雇用状況の報告）

第五十二条 事業主は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、定年及び継続雇用制度の状況その他高年齢者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（権限の委任）

第五十四条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

附則

(事業主による高年齢者等の再就職の援助等に関する経過措置)

第六条 第十五条から第十七条までの規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、第十五条第一項中「解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）」その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由（以下「解雇等」という。）とあるのは「定年、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）」その他の厚生労働省令で定める理由」と、第六条第一項中「解雇等」とあるのは「前条第一項に規定する理由」と、第十七条第一項中「解雇等により」とあるのは「解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）」その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由（以下「解雇等」という。）により「とする。」とする。